

## 西宮市内部公益通報に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）を踏まえ、職員等からの法令違反等に関して行われる公益通報（以下「内部公益通報」という。）について適切に処理し、内部公益通報者の保護を図るとともに、本市の法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 本市の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する嘱託員並びに市長、副市長、代表監査委員、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長をいう。

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で本市に派遣されている者

ウ 本市の事務又は事業を本市以外の者に委託し又は請け負わせている事業者並びに地方自治法第244条の2第3項により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている事業者の役員及びその従業員

エ 通報日前1年以内にアからウまでに掲げる者であった者

(3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程をいう。

(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者（県費負担教職員にあっては、市教育委員会）をいう。

(5) 通報者 内部公益通報をする者をいう。

(6) 従事者 内部公益通報対応業務を行う者であり、かつ当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者をいう。

(内部公益通報対応業務の責任者及び従事者)

第3条 内部公益通報対応業務を統括する責任者（以下「通報対応責任者」という。）を置くこととし、総務局総務総括室長をもってこれにあてる。

2 通報対応責任者は、従事者をあらかじめ指定し、従事者の地位に就くことが当該従事者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(従事者の守秘義務)

第4条 従事者は、職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。従事者としての職を退いた後も、同様とする。

(通報の受付・相談窓口の設置)

第5条 内部公益通報の受付及び相談（不利益な取扱いに関する相談を含む。）を受けるた

め、窓口を設置する。

- 2 前項に定める窓口は、弁護士資格を有する者のうちから市長が委嘱するもの及び総務課担当課長（以下これらを「公益通報相談員」という。）において運営する。

（委員会の設置）

第6条 内部公益通報に関する事実を調査し、当該内部公益通報に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を任命権者に提言するため、内部公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員3人以内で組織する。
- 3 委員会の委員は、弁護士資格を有する者その他適当と認められる者の中から、市長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、総務局総務総括室総務課において処理する。ただし、第9条第1項の調査を行うに当たり支障があると委員会が認めるときは、同課以外の部署において委員会の庶務を処理させることができる。

（通報）

第7条 職員等は、本市の行政運営に関し、法第2条第3項に規定する通報対象事実その他法令違反の事実（以下「公益通報事実等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、第5条第1項の通報の受付・相談窓口に対し、電子メール、文書、電話又は面談により通報することができる。ただし、通報者は、通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情による通報を行ってはならない。

- 2 通報者は、氏名及び所属名を明らかにするとともに、公益通報事実等があった日時、場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員等は、公益通報事実等の存在を証明することのできる証拠資料を提出する場合には、氏名及び所属名を明らかにしないで通報をすること（以下「匿名による内部公益通報」という。）ができる。
- 4 公益通報相談員は、内部公益通報を受け付けたときは、受理するか否かを審査を行い、その結果を所定の通報受理・不受理通知書により通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による内部公益通報又は通報者が特に通知を希望しない内部公益通報にあつては、この限りでない。
- 5 匿名による内部公益通報は、当該通報の内容について客観的な事実を証明する資料があるなど具体性及び真実性がある程度高いと認められる場合に、受理するものとする。
- 6 公益通報相談員は、受け付けた内部公益通報について、受理・不受理決定後、遅滞なく通報対応責任者に報告しなければならない。

（利益相反関係の排除）

第8条 従事者は、自らが関係する通報の事案について、内部公益通報対応業務に関与して

はならない。

- 2 従事者は、通報を受けた案件について利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに通報対応責任者にその旨を伝えなければならない。

(委員会の調査等)

第9条 委員会は、通報対応責任者から内部公益通報を受理したことの報告を受けた場合は、必要な調査を行わなければならない。

- 2 職員等は、前項の調査に当たっては、これに協力しなければならない。
- 3 前項の規定により調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。
- 4 委員会は、当該調査結果を市長に報告するとともに、当該公益通報事実等の中止その他是正のために必要と認める措置をとることを任命権者に提言することができる。

(調査結果の報告等)

第10条 任命権者は、委員会の調査結果及び措置等の提言を尊重し、再発防止策等必要な措置を取らなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定により講じた措置及びその是正の結果を所定の通報措置結果報告書により委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定による措置及びその是正の結果を、所定の通報調査・措置結果通知書により通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による内部公益通報又は通報者が特に通知を希望しない内部公益通報にあつては、この限りでない。
- 4 委員会は、法令違反行為等の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を任命権者に提言することができる。

(通報者等の保護)

第11条 任命権者その他の通報者の管理監督責任者は、正当な通報を行った通報者及び調査の協力者に対して、いかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

- 2 前項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、本市は、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済及び回復のための措置を講ずる。
- 3 通報事案に係る記録・資料を閲覧・共有することが可能な者を必要最小限に限定するとともに、通報事案に係る記録・資料は施錠可能なキャビネットにて管理する。

(記録の保管、見直し・改善、運用実績の公表)

第12条 内部公益通報に係る文書は10年間保管する。

- 2 通報対応責任者は、内部公益通報対応体制について必要に応じて見直し、改善を行う。
- 3 通報対応責任者は、毎年1回、運用実績の概要を公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他内部公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2年 1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4年 6月1日から実施する。